

## 第2回鹿児島県環境審議会総合政策部会における意見等の概要

- 1 開催日時 令和2年11月19日（木）
- 2 意見の件数 10件
- 3 意見の概要，それに対する県の考え方

### (1) 計画の基本

意見の概要	県の考え方
<p>① 第1章第1節の1(4)に「新しい概念の提唱」として，地域循環共生圏が示されているが，これは鹿児島県独自の取組か，それとも環境省が提唱している概念に取り組もうとしているのか。</p> <p>また，地域循環共生圏の概略図を見ると，農山漁村からは自然資源・生態系サービスを，都市部からは資金・人材などを提供する形になっているが，このモデルを鹿児島に当てはめるのは無理があるところもある。</p>	<p>地域循環共生圏は環境省が提唱している概念ですので，計画案の第1章第1節の1④において，そのことが分かるように記述しました。(P8)</p> <p>また，地域循環共生圏は，都市と農村をつなぐものや，市町村単位のもの，さらに小さい地域内のものがありますので，そのことが分かるような概略図に差し替え，第4章第6節の「12 資源循環による持続可能な地域づくりの推進」に掲載しました。(P118)</p>
<p>② 県内において，地域循環共生圏を実践している4団体（奄美市，志布志市，徳之島地区自然保護協議会，伊仙町）の取組は，リサイクル等の「点」としての取組だと思ふ。</p> <p>概略図を見ると，それらがつながって，地域の特性に応じて互換して支え合えるような状況ができるのが地域循環共生圏なのではと思ふ。</p> <p>県として，どのように地域循環共生圏を作っていくのか，一つのビジョンが求められていると思ふ。</p>	

### (2) 環境の現状と課題

意見の概要	県の考え方
<p>③ 第2章の「現状と課題」を踏まえた上で，第4章の「施策の展開」等が記載されると思ふが，「再生可能エネルギー」に関するものが，「現状と課題」に取り上げられていない。</p> <p>第2章第1節「地球環境」に出てくる，地球温暖化等の課題が再生可能エネルギーの必要性につながるということだと思ふが，その辺の流れが分かるような書きぶりがよいと思ふ。</p>	<p>計画案の第2章第1節「地球環境」の「2 地球温暖化」の「現状」と「課題」に，再生可能エネルギーについて追加しました。(P14, P17)</p>

(3) 施策の展開

意見の概要	県の考え方
④ 改定計画では、第3章の基本目標に「(仮題)再生可能エネルギーを活用した地域づくり」を挙げているが、「地域づくり」とは、地域固有の文化も守りながら、再生可能エネルギーを導入していくのか、それとも、再生可能エネルギーを活用した方向に地域を作り変えていこうという趣旨なのか。	第4章第3節「(仮題)再生可能エネルギーを活用した地域づくり」において、「自然環境に配慮しつつ、森林、畜産、温泉や広大な海域等に恵まれた、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入」、「地域の資源を地域で利用する」と記述しているところであり、地域の実情に応じて利用できる再生可能エネルギーを活用し、それぞれの地域に適した地域づくりを進める趣旨です。(P83)
⑤ 「(再生可能エネルギーを活用した地域づくり)について、)企業や人材の育成を増やすことで、「地域づくり」につながっていくという理解でよいのか。	その方向もありますが、第4章第3節に「県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携して再生可能エネルギーの導入を促進」と記述しているように、基本的には県民、事業者、行政の連携の中で、どういった方向性を目指していくのかということであり、県が一律に定めることは難しいと考えています。(P83)
⑥ 「地域の資源を地域で利用する」ことについて、例えば、風力発電で実際に地元の方が取り組んでいく部分と、外部から大きな会社が入ってきて進めていく部分があると思うが、鹿児島県の現状としてどのような割合になっているのか。	県では、自然環境に配慮した上で、多様で豊かな資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの導入を促進しており、その一環として、地域の資源を地域の事業者が活用するエネルギーの地産地消の取組が必要と考えています。日置市や肝付町などでは、地域新電力を設立し、エネルギーの地産地消に向けた取組を行っており、今後このような取組を広げていきたいと考えています。
⑦ 地域の資源を利用して、それが地域に還元されるということをどこかに記載してほしい。	第4章第6節の「9 再生可能エネルギー導入の促進」において、「エネルギーの地産地消による地域の活性化」について追加しました。(P113)

(4) 環境保全に向けた取組，計画の推進

意見の概要	県の考え方
⑧ 現行計画の点検結果は，改定計画のどこに出てくるのか。	毎年，計画の進捗状況を点検して，その結果を県ホームページで公表しています。 計画改定は，毎年の点検結果も踏まえて作成することとしています。
⑨ 第4章第6節「環境保全に関する重点施策」の9「再生可能エネルギー導入の促進」と第5章第2節「環境への配慮事項」の1「土地利用における環境への配慮事項」は，バッティング（競合）することになるのではないかと。例えば，自然の山を伐採して，再生可能エネルギーの推進であるソーラーパネルを設置する事案も発生している。	計画案の第4章第6節の「9 再生可能エネルギー導入の促進」の「(1) 施策のねらい」において，「自然環境に配慮しつつ，本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入の促進及び水素エネルギーの利活用の促進を図ります。」と記述しています。(P113) また，第5章第2節の「2 各種事業の実施における環境への配慮事項」の(2)③「発電所及び工場・事業所の新設・変更事業」において，「良好な樹林地を可能な限り保全する。」と記述しています。(P133)
⑩ 河川の護岸工事において，コンクリートで塗り固めるのではなく，自然石等を使用するなど，生物多様性やSDGs等に配慮した工法を取れないかと。また，そのことを第6章第3節の「財政措置等」に記載できないかと。	計画案の第5章第2節の「2 各種事業の実施における環境への配慮事項」の(2)②「河川の整備」において，「自然にやさしい工法を採用する。」と記述しています。(P132) また，第6章第3節において，「この計画に掲げる施策が総合的かつ計画的に推進されるよう（中略）必要な財政上の措置及びその他の措置を講じます。」と記述しています。(P136)